

特定金属くず買受業の届出手続きのお知らせ

令和8年6月1日より、盗難特定金属性物品の処分の防止等に関する法律が施行されたことに伴い、新たに特定金属くず買受業の届出が必要となります。

届出対象の営業は、特定金属くず（主として特定金属により構成されている金属くず：現在は銅のみ）の買受を行う営業をする場合となります。

1 提出期限

令和8年6月1日から令和8年8月31日までの間（3か月間）

2 提出先

営業所を管轄する警察署

3 申請書類一覧

個人の場合	法人の場合
<p>○営業開始届出書 （岐阜県警 HP からダウンロード又は管轄警察署で受け取り、作成して下さい。）</p> <p>○添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">・住民票の写し （本籍（国籍）入り、マイナンバー省略、3ヶ月以内）・営業所及び保管場所の平面図、周囲の略図・手数料 なし	<p>○営業開始届出書 （岐阜県警 HP からダウンロード又は管轄警察署で受け取り、作成して下さい。）</p> <p>○添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">・定款写し（謄本証明をしたもの）・登記事項証明書・代表者の住民票の写し （本籍（国籍）入り、マイナンバー省略、3ヶ月以内）・営業所及び保管場所の平面図、周囲の略図・手数料 なし

4 同時に2か所以上の営業所について申請する場合

いずれか1か所の営業所の所在地を管轄する警察署に、

○ 営業開始届は各営業所の分

○ 添付書類はいずれか1通の開始届に添付し、残りは写しを添付を提出してください。

問い合わせ先（営業所の所在する警察署の生活安全課）

岐阜中警察署	058-263-0110	岐阜南警察署	058-276-0110	岐阜北警察署	058-233-0110
各務原警察署	058-383-0110	岐阜羽島警察署	058-387-0110	海津警察署	0584-53-0110
養老警察署	0584-34-0110	垂井警察署	0584-22-0110	大垣警察署	0584-78-0110
揖斐警察署	0585-23-0110	北方警察署	058-324-0110	山県警察署	0581-22-0110
郡上警察署	0575-67-0110	関警察署	0575-24-0110	加茂警察署	0574-25-0110
可児警察署	0574-61-0110	多治見警察署	0572-22-0110	中津川警察署	0573-66-0110
恵那警察署	0573-26-0110	下呂警察署	0576-52-0110	高山警察署	0577-32-0110
飛・警察署	0577-73-0110				